

様式第 6 号(第 7 条関係)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成 10 年島根県条例第 25 号)第 19 条第 2 項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日交付

島根県知事

印

(裏)

縦 6 センチメートル、横 9.2 センチメートル

島根県ひとにやさしいまちづくり条例(抜粋)

(勧告等)

第 19 条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が第 17 条の規定による届出をしないで工事に着手したときは、当該特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、届け出るよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定公共的施設に立ち入り、調査させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。